

農業資源を守る活動を支援します

多面的機能支払交付金事業

農地は作物を作るだけでなく、洪水を防ぎ、生き物を育むなど多面的な機能があります。市では、この機能を守っていくための地域活動を支援しており、市の認定を受けた活動組織に交付金をお支払いしています。

1 農地維持支払交付金

■対象

農業者のみで構成される活動組織または農業者と地域住民などで構成される活動組織

■対象となる活動

- 農地のり面や農道・水路などの草刈り、農道の路面維持、水路の泥上げなどの日常管理
- 農業施設の点検
- 活動計画の策定
- 研修活動
- 農地の保全管理構想の作成



▲水路の草刈り



▲農道の路面補修

2 資源向上支払交付金

共同活動

■対象

農業者と地域住民などで構成される活動組織



▲生態系保全(田んぼの生きもの調査)

■対象となる活動

- 農地・農道・水路の軽微な補修
- 農業施設の機能診断
- 生きもの調査などの生態系保全
- 植栽活動などの景観形成

長寿命化

■対象

農地維持支払交付金と同様の活動組織

■対象となる活動

- 農道、水路などの施設の補修や更新



▲老朽化した水路壁のコーティング

■交付単価(国が1/2、県及び市が1/4を負担)

対象事業	単価(10アール当たり)	
農地維持支払交付金	田 3,000円	畠 2,000円
資源向上支払交付金	田 2,400円	畠 1,440円

申請期間

4月1日(水)～5月29日(金)に事業計画と5年間の活動計画書などを窓口へ
(土・日曜日、祝日を除く。)

問合せ 農政課土地改良担当



就学援助制度をご存じですか?



経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に、学校給食費や学用品費など就学に必要な経費の一部を援助する制度です。利用を希望されるかたは、**毎年度の申請が必要**です。

対象 市内在住で、白岡市立小・中学校に通うお子さんのいる次のいずれかに該当する保護者

- 生活保護の停止または廃止を受けたかた
- 児童扶養手当を受給されているかた
- 令和7年度の世帯全員の住民税が非課税のかた
- 保護者と生計を同じくする世帯員全員の前年の所得額が、生活保護基準の1.3倍以下であるかた
- その他災害、病気などの理由により教育委員会が特に必要と認めたかた

申請方法 4月から援助を受ける場合は、**3月2日(月)～4月30日(木)(必着)**に申請書などを窓口または郵送で

※5月1日以降に申請した場合、申請月の翌月から援助開始となります。

※令和8年度の申請受付は、令和9年2月末日までです。

支給時期 9・1・3月に、指定の口座に援助費を振り込みます。

援助内容・年間支給限度額

(参考: 令和7年度支給額)

支給項目／対象学年・限度額	小学校		中学校	
学用品費・通学用品費	1学年	11,630円	1学年	22,730円
	2～6学年	13,900円	2～3学年	25,000円
校外活動費 (宿泊なし) (宿泊あり)	全学年(参加者のみ)	1,600円	全学年(参加者のみ)	2,310円
	5学年	3,690円(1回のみ)	1～2学年	6,210円(1回のみ)
新入学児童生徒学用品費 (4月から援助開始のかたのみ)	1学年	57,060円	1学年	63,000円
修学旅行費	6学年	22,690円(実費)	3学年	60,910円(実費)
学校給食費	全学年(実費)			
スポーツ振興センター災害共済掛金	全学年(加入者)		460円	

申し込み・問合せ 教育指導課学務担当